

社会保険 いばらき

2

退職したときは国民年金への切り替えが必要です

2019 February
NO.487

- 退職後の健康保険加入のご案内
- 健康保険料率の新たな制度
インセンティブ(報奨金)制度が始まります
- 茨城県社会保険協会からのお知らせ



「学園都市の風景」(撮影：学園都市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

日本年金機構からのお知らせ

退職したときは、国民年金第1号被保険者への切り替えが必要です。

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。勤務先を退職したときは、厚生年金保険から国民年金への加入手続きが必要です。

次のようなときは、退職日の翌日から14日以内に手続きを行いましょう。

- 会社を退職して自営業を始める場合
- 会社を退職して厚生年金保険に加入していない会社等に再就職する場合
- 会社を退職して再就職をするまでに1日以上の間隔が生じる場合

手続き先	必要なもの
住所地の市役所・町村役場の国民年金担当窓口	年金手帳または基礎年金番号がわかる書類 退職年月日を証明する書類（離職票など）

厚生年金保険の被保険者に扶養されていた配偶者は、国民年金第3号から国民年金第1号に種別が変更となります。手続きは上記と同じです。

国民年金保険料の免除制度があります

国民年金保険料は月額16,340円（平成30年度）ですが、保険料の納付が困難なときは免除制度があります。本人からの申請が承認されると、保険料の全額または一部（4分の1、半額、4分の3）が免除されます。

会社を退職した場合、退職された方の前年の所得をゼロとして審査する特例制度があります！

免除申請は、申請者本人・配偶者および世帯主の所得が審査の対象となりますが、退職による特例制度は、離職票など退職日を証明する公的書類を添付することで、退職された方の所得をゼロとして審査されます。

免除の割合に応じて、一定の年金額が保障されます！

例えば、全額免除となった期間の年金額への算定額は、保険料を全額納めた場合と比較して、2分の1として計算されます。

■申請について

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、住所地の市役所・町村役場の国民年金担当窓口または管轄の年金事務所へ提出してください。

申請が遅れても、最大2年1カ月前までの免除申請をすることができます。

免除制度に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

退職後の健康保険加入のご案内

退職や勤務時間の短縮等により健康保険の資格を喪失した場合、その後の健康保険は「協会けんぽの任意継続」「国民健康保険」「ご家族の健康保険(被扶養者)」のいずれかの加入手続きが必要です。加入条件等をご確認のうえ、いずれかの健康保険にお手続きください。

※75歳以上の方(65～74歳で、後期高齢者医療広域連合から障害認定を受けた方を含む)は、後期高齢者医療制度に加入しているため、手続きの必要はありません。

加入先	協会けんぽの任意継続 <small>にんいけいぞく</small>	国民健康保険	家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> 退職日まで被保険者期間が継続して2ヵ月以上あること 退職日の翌日から20日以内に手続きすること 	<ul style="list-style-type: none"> お住まいの市町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください 下記いずれかの書類が必要となる場合があります。 退職証明書(会社発行) 離職票(ハローワーク発行) 資格喪失証明書(日本年金機構発行) 	<ul style="list-style-type: none"> ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります。 ご家族の勤務先にお問い合わせください。 左記の書類が必要となる場合があります。
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 保険料は、原則として退職前に控除されていた保険料の2倍になります 〈任意継続の保険料が2倍とならないケース〉 ・保険料の上限額に該当する場合 ・お住まいの都道府県と退職前に加入していた協会けんぽの都道府県が異なる場合 など 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料は、加入する世帯の人数、前年の所得などによって決まります 保険料の軽減制度があります 市町村により保険料額が異なります 	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者の負担はありません

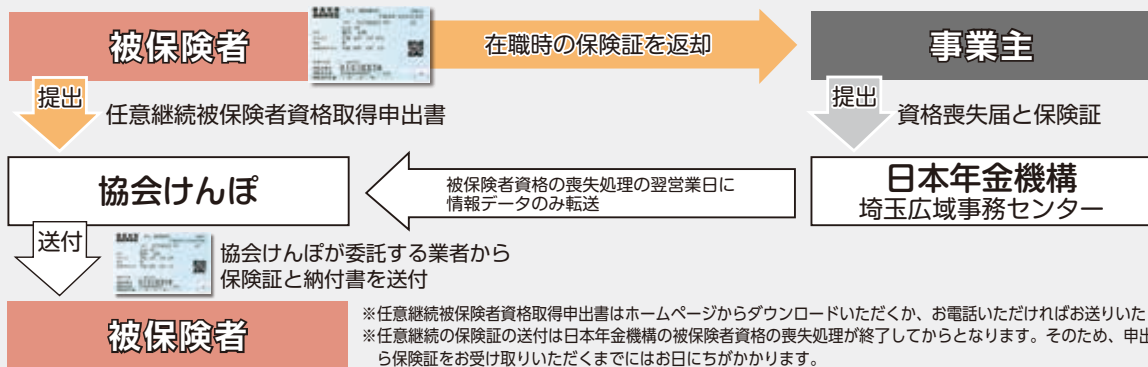


協会けんぽの任意継続被保険者になると、最長2年間加入することになります。**途中で「国民健康保険に加入する」「家族の健康保険の扶養になる」という理由で任意継続をやめることはできません。**

ただし、被保険者が次のいずれかの事由に該当するときは任意継続被保険者の資格を喪失します。

- 被保険者が就職して他の健康保険の被保険者資格を取得したとき ● 保険料を納付期限までに納付しなかったとき
- 被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得したとき ● 被保険者が亡くなったとき

任意継続の保険証発行までのながれ



保険証が手元になく、医療費を全額負担された方へ

資格取得手続き中などで保険証が手元になく、医療費を全額負担した場合には、あとで療養費(立替払い)としてご申請いただくことにより、払い戻しが受けられます。以下の書類を協会けんぽへご郵送ください。

療養費支給申請書
(立替払等)

添付書類

- ①領収書(診療明細書)の原本
 - ②診療明細書(医療機関発行の傷病名の記載があるもの)
- ※医療費控除等で領収書の原本の返却が必要な場合は、申請書の郵送時にメモ等でお知らせください。(原本証明をしたものをお返しします)

郵送先

〒310-8502
水戸市南町3-4-57
水戸セントラルビル
全国健康保険協会茨城支部

健康保険料率の新たな制度

インセンティブ(報奨金)制度が始まります

健康保険料率は都道府県ごとの医療費によって異なります。インセンティブ制度は、平成30年度から新たに導入された制度で、支部(都道府県)ごとの加入者及び事業主の健康に対する取組を評価指標に基づいて評価し、その結果上位23支部に対してインセンティブ(報奨金)が付与され、保険料率が引き下げとなります。

【インセンティブ制度のしくみ】

財源

制度の財源となる保険料率として、新たに全支部の保険料率の中に0.01%を盛り込みます。

評価

その上で、健康づくりの取組み結果に基づき全支部をランキングづけします。

反映

上位23支部は、得点数に応じた報奨金によって保険料率を引き下げます。

※平成30年度の結果は2年後の保険料率に反映されます。

なにを評価されるの？

5つの評価指標

1. 健診の実施率

2. 特定保健指導の実施率

※健診結果で生活改善が必要とされた方への保健指導

3. 特定保健指導対象者の減少率

4. 要治療者の医療機関受診率

5. 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合

どうすればいいの？



皆様をお願いしたいこと

加入者

✓ 協会けんぽの健診を毎年受診してください。
お勤めの方→「生活習慣病予防健診」
ご家族の方→「特定健康診査」

事業主

✓ 協会けんぽの健診以外(事業者健診)を実施の事業所は、**健診結果を協会へ提出してください。**※40歳以上の方の結果に限る

該当者

✓ 健診結果で「生活改善が必要」と判定された方は、**特定保健指導を受けてください。**

事業主

✓ 特定保健指導の面談日程の調整のため、ご連絡します。**事業所で特定保健指導を受けられるよう、環境整備にご協力ください。**

該当者

✓ **特定保健指導は保健指導者の指示に従い最後まで、中断することなく継続してください。**特定保健指導の対象とならないよう、日頃から健康的な生活習慣を心がけましょう。

該当者

✓ 健診の結果、血圧または血糖値で「要治療(再検査含む)」の場合は、**必ず医療機関で受診してください。**

事業主

✓ 従業員の健診結果を把握し、「**要治療者**」に対して受診を促してください。

加入者

✓ 医療機関でお薬を受け取る際には、医師や薬剤師にご相談の上、**積極的に「ジェネリック医薬品」を選択**しましょう。

茨城支部はインセンティブが付与されるの？

インセンティブ制度評価項目の実施率と対前年度の上昇幅を計算して、平成29年度データを用いた実績順位は、以下のようになっています。「保健指導実施率」は上位半数に入っていますが、その他の4項目では下位と低迷しています。シミュレーションの結果、茨城支部は上位過半数にランキングされず、インセンティブを付与されない状況にあるため、今まで以上に皆様の取り組みが必要です。

	項目	全国順位
1	健診受診率	29位
2	特定保健指導実施率	15位
3	特定保健指導対象者の減少率	41位
4	要治療者の医療機関受診率	37位
5	後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用割合	30位
	総合	39位

【社会保険委員の皆さまへお願い】

協会けんぽの補助を使った生活習慣病予防健診をご利用いただくか、事業者健診を受けている場合は、40歳から74歳の従業員の方の健康診断結果をご提供いただくことで、受診率に反映されます。

保健指導の対象とならないよう、日常から健康的な生活習慣に取り組みましょう。事業所では、積極的に階段を利用するなど声掛けを行ってください。

健診結果の「要治療」「要精密検査」をそのままにしておくと、自覚症状がないまま進行し、心疾患や脳血管疾患など、就労に深刻な影響を引き起こすこともあります。該当する従業員の方がいれば「再検査の日程調整をする」など、早期に受診できるような環境を整えましょう。

「4. 要治療者の医療機関受診率」に対する協会けんぽの取り組み

協会けんぽの生活習慣病予防健診の結果、血圧・血糖値が「要治療」または「要精密検査」と判定されたにもかかわらず、健診受診前月・健診受診後3か月以内に医療機関を受診していない方（要治療者）に、早期に医療機関を受診するよう案内文書を送付しています。

ご案内 1回目
協会けんぽ本部から医療機関受診を促す文書を送付

【対象者】 高血圧・高血糖の要治療者
いずれかに該当

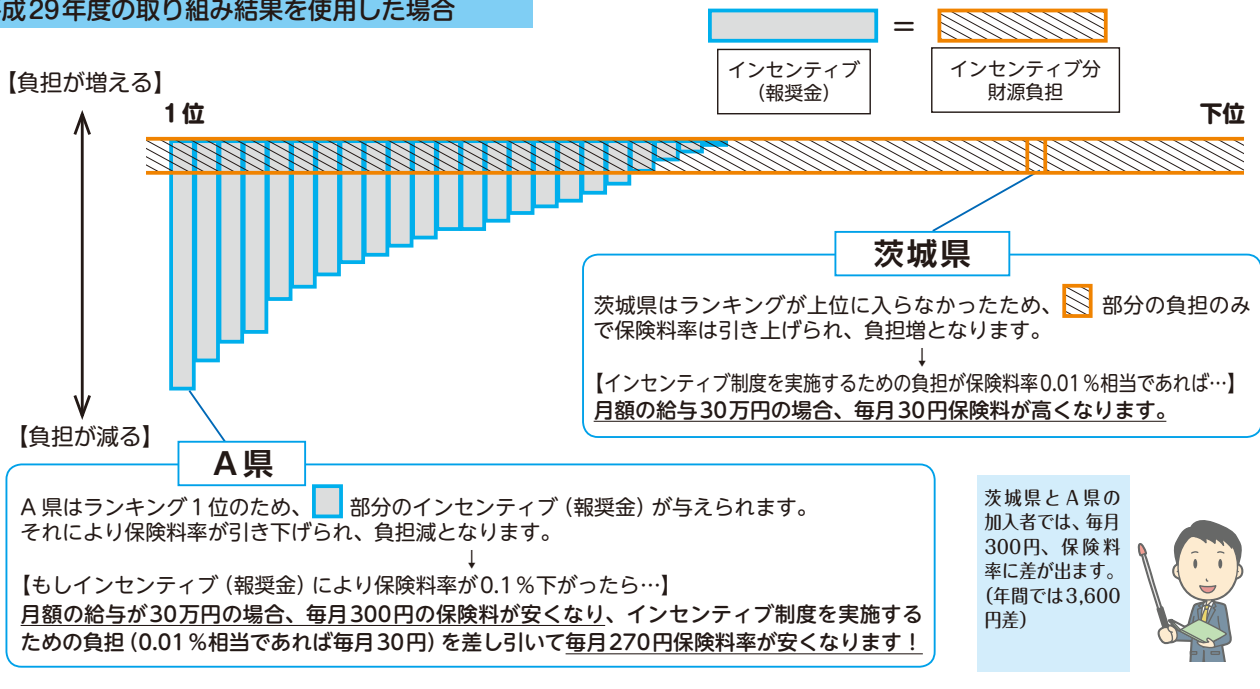
- ・収縮期血圧 **160mmHg** 以上
- ・拡張期血圧 **100mmHg** 以上
- ・空腹時血糖 **126mg/dl** 以上
- ・HbA1c **6.5%** 以上

ご案内 2回目
茨城支部から医療機関受診を促す文書送付や電話

【対象者】 1回目の対象者のうち、より重症域にある要治療者
いずれかに該当

- ・収縮期血圧 **180mmHg** 以上
- ・拡張期血圧 **110mmHg** 以上
- ・空腹時血糖 **160mg/dl** 以上
- ・HbA1c **8.4%** 以上

平成29年度の取り組み結果を使用した場合



評価項目の実施割合が高ければ高いほど、また、前年度からの伸びが大きければ大きいほど、茨城支部の得点数が上がるため、保険料率の引き下げに影響します。もし、ランキングが上位に該当しなくても、5つの評価項目の取り組みを積極的に進めることで医療費の伸びを抑制できれば、協会けんぽ茨城支部としての保険料率が軽減できます。

茨城支部は引き続き、健診・保健指導を推進し、重症化予防、後発医薬品の使用促進に取り組んでまいります！

《お問い合わせ先 企画総務グループ ☎029-303-1580》

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部 〒310-8502 水戸市南町3-4-57
協会けんぽ 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

茨城県社会保険協会からのお知らせ

**事業所名称・所在地等を変更された時は
茨城県社会保険協会へも変更届の提出をお願い致します。**

茨城県社会保険協会では、広報紙「社会保険いばらき」や「各種補助事業のご案内」等を会員事業所様へお送りしております（年6回）が、こうした送付物を確実にお届けするために、事業所名称や所在地等を変更された時は、日本年金機構年金事務所への届出とともに、茨城県社会保険協会へも変更届の提出をお願いいたします。特に3月から4月にかけての年度の切り替え時期につきましては、事業所の名称変更や移転等が多くなります。お手数ではございますが、よろしくお願い致します。

なお、変更等がございましたらこのページをコピーしていただき、必要事項を記入のうえ、FAXまたは郵送にて送付願います。

変 更 届

平成 年 月 日

一般財団法人茨城県社会保険協会 様

変更前

事業所整理記号		<small>※事業所整理記号は01-イロハまたは01ABC若しくは健康保険証の氏名上部左上の記号(7桁もしくは8桁の数字)を記入してください。</small>
事業所名称		
事業所所在地		

変更後

事業所整理記号		<small>※事業所整理記号は01-イロハまたは01ABC若しくは健康保険証の氏名上部左上の記号(7桁もしくは8桁の数字)を記入してください。</small>
ふりがな		
事業所名称		
事業所所在地	〒	
電話番号		
被保険者数		名 <small>※変更届送付時の年金事務所へ届出されている被保険者数を記入してください。</small>

※この変更届にご記入いただいた情報は、当協会事業以外の目的には使用いたしません。

FAX送信先

029-231-2522

一般財団法人茨城県社会保険協会
〒310-0021 水戸市南町三丁目4番12号
常陽海上ビル8階
TEL029-226-8005
FAX029-231-2522

お問い合わせは

一般財団法人茨城県社会保険協会

〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階

電話 029-226-8005 FAX 029-231-2522

※変更届の用紙は茨城県社会保険協会のホームページからもダウンロードできます。